

設計検査申請書(第一面)



[適新工第1号書式]

申請日 令和 4 年 4

設計検査申請書(新築住宅) (フラット35・財形住宅) (第一面)

1. 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続及び申請書第二面の申請者確認事項を了承し、申請書第二面に記載情報の取扱いについて同意の上、次のとおり設計検査を申請します。なお、この申請書及び添付図等に記載された事項は、記載された事項が一方に事実と相違していた場合は、この手続及び交付された設計検査に関する通知書を相手方にも異議ありません。
2. 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します(代理者欄に記載された場合に限ります。)

検査機関名 **独立確認センター** 御中

【申請者】

建築主以外の方でも申請者になることができます。
連名による申請も可能です。申請者欄に複数の住所が入りきらない場合は、連絡事項欄を使用するなど適宜ご対応ください。

【代理者】

建築確認申請上の代理者以外の方でも代理者になることができます。

【建設の場所】

正確な地名地番を記入してください。間違っていると融資を受けられない場合があります。
建築確認申請と一致させてください。

申請者	氏名 フリガナ ジュウタク タロウ 又は 名称 住宅 太郎 〒(000 - 0000) 住所: 東京都西東京市〇〇町1-2-35 TEL (00) - (0000) - (0000) FAX (00) - (0000) - (0000) 担当者名: (事業者の場合)
代理者 (申請者以外が手続する場合に限り記入)	氏名 フリガナ フラットセッケイジムシヨ 又は 名称 フラット設計事務所 〒(000 - 0000) 住所: 東京都世田谷区〇〇町1-2-45 TEL (00) - (0000) - (0000) FAX (00) - (0000) - (0000) 担当者名: (事業者の場合) 機構
手数料 請求先	☐ 申請者 ☐ その他 ☒ 代理者 会社名: 所属/担当者名: 連絡先: 住所: 〒(-)

建設の場所(地名地番)	東京都西東京市〇〇町1-2-35		
建物の名称	住宅太郎邸	注文住宅・分譲住宅の区分	☒ 1.注文住宅 ☐ 2.分譲住宅
建築主 (申請者と異なる場合のみ記入)	氏名又は名称	郵便番号・住所	〒 -
中間現場検査 (一戸建て等の場合)	☐ 1.適合証明の中間現場検査を実施 ☒ 2.適合証明の中間現場検査を省略(*1) ☐ 住宅瑕疵担保保険の検査を実施予定 (適合証明の検査と同一機関の場合) ☐ 建築基準法の間接検査を実施予定 (適合証明の検査と同一機関の場合)		
着工予定日	令和 4 年 4 月 20 日	竣工予定日	令和 4 年
連絡事項			

【中間現場検査等予定日】

適合証明の中間現場検査予定日を記入してください(住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の検査を実施して中間現場検査を省略する場合は、当該検査の予定日を記入してください。)。竣工済特例の場合は記入不要です。

※検査機関受付欄	※検査者名	※決裁者名	※整理簿記録照合欄	※判定欄
				令和 第
※備考欄				
記載しないこと				
※維持管理基準確認の条件[共同建て(分譲住宅)の場合] ※フラット35S(金利Bプラン)「省エネルギー性」確認の条件 ※フラット35S(金利Aプラン)「省エネルギー性」確認の条件 ※フラット35S(金利Aプラン)「耐久性・可変性」及びフラット35維持保全型(長期優良住宅)確認の条件 ※フラット35維持保全型(予備認定マンション)確認の条件[共同建て(分譲住宅)の場合] ※住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の間接検査による中間現場検査の省略				

*1 次の①及び②に該当する場合は、適合証明の中間現場検査を省略できます。

【適合証明の中間現場検査を省略】

適合証明の検査機関と同一機関に、住宅瑕疵担保保険等の検査を実施している場合は、中間現場検査を省略することができます。ただし、住宅瑕疵担保保険等の検査日以前に、適合証明の設計検査の申請をする必要があります。該当する場合は、「2.適合証明の中間現場検査を省略」欄をチェックし、実施予定の検査(住宅瑕疵担保保険の検査又は建築基準法の間接検査)を選択してください。

注) 財形住宅融資で中間資金交付をご希望の場合は、中間現場検査を省略することはできません。

設計検査申請書(第二面)



[通新工第1号書式]

設計検査申請書(新築住宅)

(フラット35・財形住宅)
(第二面) [一戸建て等用]

○建物の概要

1戸当たりの床面積	1 2 5 . 3 5 m ²	敷地面積	1 6 2 . 3
建物の構造等	構造 ■ 2.木造(耐久性あり)※1 □ 5.耐火 ■ 1.一戸建て □ 3.重ね建て	3.準耐火() □ 1.イ準耐火 ※機構承認住宅(省令準耐火構造タイプ)の場合:承認番号()	2.ロ準耐火 □ 3.省令準耐火
戸建型式	階数 地上 2 階 地下 0 階	併用住宅区分	■ 1.専用住宅 □ 2.併用
工法	■ 1.在来木造 □ 2.プレハブ(木質系) □ 3.プレハブ(鉄骨系) □ 4.プレハブ(コンクリート) □ 5.枠組壁工法(ツーバイフォー工法) □ 6.丸太組構法 □ 7.鉄骨造・RC造等	会社名() 承認番号()	省エネルギー基準適合仕様シートの有無 □ 1.有 □ 2.無
機構承認住宅(設計登録タイプ)の場合	フラット35S又はフラット35維持保全型の適用の有無	フラット35S ■ 1.有 □ 2.無 フラット35維持保全型 ■ 1.有 □ 2.無	
上記で「1.有」を選択した場合のみ以下を記入してください。			
■ 申請住宅が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内に含まれないことを確認した。 (注) レッドゾーン内に含まれる場合はフラット35S又はフラット35維持保全型を利用できません。			
フラット35S適用基準	金利Bプラン	□ 1.省エネルギー性 □ 1.新熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上 □ 2.耐震性 □ 2.建築物エネルギー消費性能基準 □ 3.バリアフリー性 □ 1.免震 □ 2.免震以外(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上) □ 4.耐久性・可変性 □ 高齢者等配慮対策等級3以上 劣化対策等級3以上等※2	
フラット35維持保全型適用基準	金利Aプラン	□ 1.省エネルギー性 □ 1.住宅事業推進型基準 □ 2.耐震性 □ 2.顧客満足型基準※3 □ 3.バリアフリー性 □ 3.一次エネルギー消費量等級5以上 □ 4.耐久性・可変性 □ 4.性能向上計画認定住宅※4 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3 高齢者等配慮対策等級4等※5	
		■ 長期優良住宅	

【敷地面積】

建築基準法上の敷地面積です。

【構造】

「2.木造(耐久性あり)」
耐火、準耐火構造以外の構造で、機構の定める一定の耐久性向上措置を施したものです。

【フラット35S又はフラット35維持保全型の適用の有無】

「フラット35S」又は「フラット35維持保全型」を利用する場合は、「1.有」にチェックし、「フラット35S適用基準」欄又は「フラット35維持保全型適用基準」欄の該当する項目にチェックをしてください。

フラット35S又はフラット35維持保全型を利用する場合は、必ずチェックが必要です。

2戸以上申請の場合※5 申請戸数 戸 住宅番号

- ※1 耐火、準耐火構造以外の構造で、機構の定める一定の耐久性向上措置を施したものです。
※2 劣化対策等級3等：評価方法基準による高齢者等配慮対策等級2以上及び一定の更新対策(一戸建て以外の場合に限ります。)が必要
高齢者等配慮対策等級4等：評価方法基準による高齢者等配慮対策等級4以上(共同住宅の専用部分は等級3でも可)
※3 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の規定により集約都市開発事業計画が認定された住宅を含みます。
※4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅を含みます。
※5 申請住宅が2戸以上の場合は申請戸数欄に戸数を記載した上で、第二面を申請戸数分提出してください。

<申請者確認事項>

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構
該当する必要があるかどうかについて
(1) 機構のフラット35S又は財形
(2) 住宅の床面積、建設費、
※住宅の床面積の要件は

	一戸建て等	共同建て
フラット35	70㎡以上	30㎡以上
財形住宅等	70㎡以上 280㎡以下	40㎡以上 280㎡以下

【2戸以上申請の場合】

2戸以上申請がある場合は申請戸数分の設計検査申請書(第二面)の提出が必要です。

【工法】

機構承認住宅(設計登録タイプ(機構があらかじめ工法等について登録を行った住宅))である場合は、「機構承認住宅(設計登録タイプ)の場合」欄の「会社名」、「承認番号」および「省エネルギー基準適合仕様シートの有無」を記入してください。

【戸建型式】

「2.連続建て」…共同建て以外で、2戸以上の住宅を横に連結する建て方のことです。
「3.重ね建て」…共同建て以外で、住宅の上に住宅を重ねて建てる建て方のことです。



※構造が「2.木造(耐久性あり)」で戸建型式が「3.重ね建て」は、融資の対象となりません。
※住宅相互間や住宅以外との間を、耐火または1時間準耐火構造の床・界壁で区画すること(省令準耐火構造の場合は機構監修仕様書や適合仕様シートによる仕様)が必要です。

【1戸当たりの床面積】

フラット35の場合は、住宅部分の面積で70㎡以上必要です。

- 一戸建ての場合は、建築基準法上の「延べ面積(住宅部分)」です。確認申請書第三面の【11.延べ面積】の【ll.住宅の部分】(申請部分)欄と同一の面積を記入してください。ただし、車庫や非住宅部分(店舗・事務所等)を除いた面積となります。
- 連続建て・重ね建ての場合は、専有面積です。